教職教養 教育法規1 日本国憲法

①基本的人権について

第11条 国民は、すべての基本的人権の <u>享有</u>を妨げられない。この憲法が国民に保障する 基本的人権は、 <u>侵すことのできない永久の権利</u>として、<u>現在及び将来</u>の国民に与 へられる。

- *「現在及び将来」という記述
- ◎学習指導要領の生徒指導について述べた部分

児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。(総則 第4-1(2))

◎子どもの貧困対策の推進に関する法律

この法律は、子どもの<mark>現在及び将来</mark>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…(子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条)

*「享有」という記述

享有 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである(障害者基本法第1条

享受 その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを<mark>享受</mark>する…(日本国憲法前文)

②基本的人権を制約するもの~公共の福祉

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の 不断の努力 によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び 幸福追求 に対する国民の権利について は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び 職業選択 の自由を有する。

第29条第2項 財産権の内容は、

公共の福祉に適合するやうに、 法律でこれを定める。 でこれを定める

	公共の福祉	公共の精神	公共の利益
日本国憲法	0		
教育基本法		0	
学校教育法		0	
地方公務員法			0

教職教養 教育法規2 教育の理念

(1) 重要3法規 1945年 敗戦 教育勅語の失効

日本国憲法 1946年制定 → 改正なし

教育基本法 1947年制定 → 2006年 改正

学校教育法 1947年制定 → 何度も細かく改正

(2) 3法規に表れる教育の理念

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に 普通教育 を受けさせる義務を負ふ。 義務教育は、これを無償とする。(日本国憲法第26条)

- ①教育を受ける 権利 がある
- ②教育を受けさせる 義務 がある
- ③義務教育は 無償 である

① 権利

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信 条、性別、社会的身分、 経済的地位 又は門地によって、教育上差別されない。

(教育基本法第4条第1項)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済 的又は社会的関係において、差別されない。(日本国憲法第14条第1項)

② 義務

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、 普通教育を受けさせる義務を負う。 (教育基本法第5条第1項)

保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に 9年の普通教育を受けさせる義務を負う。 (学校教育法第16条)

③ 無償

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(教育基本法第5条第4項)

学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。(学校教育法第6条)

→私立学校では、授業料の徴収が可能

教職教養 教育法規3 教育基本法

(1) 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた 民主的 で 文化的 な国家を更に発展させると ともに、世界の平和 と 人類の福祉 の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の <mark>尊厳</mark> を重んじ、 <u>真理</u> と 正義 を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と <u>創造性</u> を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する

(2)教育の目的 第1条

教育は、 人格の完成 を目指し、 平和的 で 民主的 な国家及び社会の形成者として必要な資質を 備えた心身ともに健康な 国民 の育成を期して行われなければならない。

*義務教育の目的(第5条第2項)

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において 自立的に生きる 基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。→ 教育機会確保法に出てくる

(3)教育の目標 第2条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われる

① 知徳体

幅広い 知識 と 教養 を身に付け、真理 を求める態度を養い、豊かな 情操 と 道徳心 を 培うとともに、 健やかな身体 を養うこと。

② 個人の尊重

個人の 価値 を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、 自主 及び 自律 の精神を養うと ともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労 を重んずる態度を養うこと。

③ 社会

正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、 公共の精神 に基づき、主体的に 社会の形成に 参画 し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4 生命•自然

生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

⑤ 自国・国際社会

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と 郷土 を愛するとともに、 他国 を尊重 し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教職教養 教育法規4 各校種の目的・目標

(1)全校種の共通点 法律に定める学校において

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が 組織的 に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な 規律 を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む 意欲 を高めることを重視して行われなければならない。(教育基本法第6条第2項)

(2) 小中学校

【目的】小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。(学校教育法 29条)

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通 教育を施すことを目的とする。(学校教育法 45条)

(3) 幼稚園

【目的】幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(学校教育法 22条)

【目標】自主自立、協同の精神、規範意識、思考力、表現力等の 芽生えを養う

(4) 高等学校

【目的】高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び 進路 に応じて、高度 な普通 教育及び 専門 教育を施すことを目的とする。(学校教育法 50条)

【目標】

- ①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、<u>創造性及び健やかな身体</u>を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の 進路 を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な 批判力 を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。(学校教育法 51条)

(5)特別支援学校

【目的】特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に 準ずる 教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の 困難 を克服し 自立 を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。(学校教育法 72条)

教職教養 教育法規5 生涯学習 他

(1) 生涯学習

【理念】 国民一人一人が、自己の 人格 を磨き、 豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。 (教育基本法第3条)

- *ラングラン ユネスコの成人教育推進国際委員会で「生涯教育」を提唱
- *イリイチ 脱学校論(学校は人間を抑圧する)

(2) 社会教育

①教育基本法第12条

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館 その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、 学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
- ②社会教育法第2条

この法律において「社会教育」とは、(中略) 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として 青少年 及び 社会人 に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

③学校教育法第31条

小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

(3) 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について $\hat{\mathbf{F}}$ 一義的責任 を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。(教育基本法 $\mathbf{10}$ 条)

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の<mark>自主性</mark>を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。(教育基本法13条)

- (4) 政治教育 政治的教養は尊重、特定の政党を支持(反対)する政治教育、政治的活動は×
- (5) 宗教教育 宗教に関する寛容の態度、一般的教養、地位は尊重 宗教教育、宗教的活動は 国及び地方公共団体が設置する学校は× →私立はOK